

令和3年8月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和3年8月19日(木) 13時20分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

3. 召 集 者 双葉町農業委員会会長 泉田 健一

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について

日程第3 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について

日程第4 時効取得を原因とする農地についての権利移動または設定の登記事案調査書の福島県知事への提出について

出席農業委員

議席1 大橋 利一 委員 議席2 木幡 治 委員 議席3 鶴沼 久江 委員

議席4 林 和男 委員 議席5 欠 席 議席6 高木 幸恵 委員

議席7 澤上 榮 委員 議席8 泉田 健一 委員

5. 職務のため会議に出席した者の氏名

農業振興課長兼農業委員会事務局長 相楽 定徳

農業振興係長(併任) 大和田 千歳

主査(併任) 箭内 洗平

6. 開会

○相楽事務局長

それでは、只今より双葉町農業委員会8月定例総会を開催いたします。それでは、会長から挨拶をお願いします。

7. 会長挨拶

皆様ご苦労様です。新型コロナウイルスの感染、その勢力がますます拡大するようになっており、本県も来月12日までまん延防止法等重点措置が検討されました。私たちは各個人個人が決められたルールに従い生活をする以外に手立てがない状況であり、国、県の早い対策を望むものであります。8月5日の米穀データバンク発表により今年産米の作況は、やや良の102となり本県はそれを上回る103との発表がありました。昨今の米余り現象はこのことを喜んではいられませんが、一応安堵したところです。双葉町でも10年ぶりとなる米の試作が羽鳥地区で実施されており、早いものでその成果がまもなくとなっており、どのような結果が出るか期待されており最良のデータとなることを期待しております。以上です。

8. 議事

○相楽事務局長

どうもありがとうございました。議事に入ります前に5番 高田喜寿 委員より欠席の旨ご連絡がありましたのでご報告いたします。それでは、双葉町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。会長、よろしく申し上げます。

◆議長（泉田会長）

ただいまの出席委員は、7名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年8月定例総会を開会いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

○相楽事務局長

それでは、会務報告を報告させていただきます。

（会務報告を朗読）

◆議長（泉田会長）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人についてお諮りいたします。議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

「（異議なし）の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。議事録署名人には2番 木幡 治 委員、4番 林 和男 委員の両名を指名いたします。

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○相楽事務局長

お手元の資料3ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」、農地法第3条第1項及び第3項の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。令和3年8月19日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

内容につきましては、譲渡人 ×× ××氏 双葉町大字前田字善能寺××番地、譲受人 ×× ××氏 双葉町大字前田字善能寺××番地。土地の表示、大字前田字善能寺×× 田 ××㎡ 他10筆 計××××㎡、大字前田字善能寺×× 畑 ××㎡ 他1筆 計××××㎡となります。合計面積××××㎡です。

作付予定作物は、田では水稻、畑では野菜です。譲受人労働力4人、移転理由は受贈し引き続き農業経営を主宰するためです。周辺地域とは水利調整等を行い、周辺農地へ影響を及ぼすことなく地域農地の利用調整に努めます。また農業維持の話し合いへの参加、共同利用施設の取り決めを遵守し、鳥獣被害対策も協力しますとのことです。××氏は××氏の子であり、震災以前より同一世帯員であり現在も日立市で一緒に生活しております。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

◆議長（泉田会長）

本件に係る調査結果を地区担当委員である澤上委員より報告願います

◇澤上委員

本件に係る調査結果といたしまして、目迫の××さんの生前一括贈与ですが8月14日、16時半頃に譲渡人、××××さんに連絡をいたしました。今回の申請について確認したところ、間

違いありませんとのことでした。同日に譲受人、××××さんにも確認をした結果、申請内容について間違いありませんとのことでした。避難指示解除後には営農再開されるとのことです。以上、報告いたします。

◆議長（泉田会長）

本件について質疑・ご意見ありませんか。

（なし）

◆議長（泉田会長）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議案第1号の農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして日程第3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○相楽事務局長

お手元の資料34ページをご覧ください。議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」、農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので審議に付す。令和3年8月19日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

借受人は田中建設株式会社 代表取締役 木下弘行氏 です。貸渡人は双葉町大字長塚字三ノ宮××番地 ××××氏、双葉町大字長塚字寺内前××番地の× ××××氏、 双葉町大字長塚字寺内前××番地 ××××氏、双葉町大字長塚字寺内前××番地× ××××氏、双葉町大字長塚字観音堂××番地の× ××××氏 の5名となります。

資料40ページになります。許可を受けようとする土地は長塚寺内前×× 地目 田 面積××××㎡ほか14筆の合計面積××××㎡のうち2,623㎡となります。東日本大震災に伴い被災した下水道施設の復旧工事を行うための工事用仮設道路及び工事用資材置場等として使用するためです。土地利用計画図をご覧ください。仮設道路に1781.9㎡、仮設ヤードに841.1㎡、仮設ヤードの内訳として資材置場273㎡、駐車場105㎡、仮設トイレ2㎡、休憩所10.5㎡、通路450.6㎡です。仮設道路は土木シートを敷きその上に敷鉄板を設置します。土地の選定理由として被災した下水道施設は法定外公共物敷地内に埋設されていますが敷地内は幅員が狭く作業が困難なため、隣接している農地を借地します。当該農地は請戸川地区の受益地でありますので、請戸川土地改良区へ一時転用に関する意見書をいただくために申請中です。また、道路・水路敷を併用地として扱うので、法定外公共物使用申請を双葉町に提出予定とのこと。排水計画ですが掘削時の湧水はポンプを設置し既設水路へ、雨水については自然浸透及び既設水路へ導きます。工事完了後には土木シート、敷鉄板を撤去し、農地へ復元することです。工事期間は許可の日から6カ月になります。以上、ご審議願います。

◆議長（泉田会長）

本件に係る調査結果を地区担当委員である大橋委員より報告願います

◇大橋委員

本件にかかる現地調査結果につきまして、8月10日に事務局と現地確認をいたしました。現地確認の結果、こういった状況ですので農地の復旧作業はできないということ。また災害復旧事業ということで一時転用することにつきましては支障ないということを確認してまいりました。以上報告いたします。

◆議長（泉田会長）

具体的な場所の説明をお願いいたします。

◇大橋委員

以前双葉町にありましたアイランドボウル、県道長塚請戸浪江線のところにありましたけれども、その東側になります。旧区画整理があった農地と前田川の間になります。農地の中間に下水道が配置されていまして、被災したので今回復旧工事を行うということです。

◆議長（泉田会長）

本件について質疑・ご意見ありませんか。

◇木幡委員

下水道は農道の中にあるのですか。

○相楽事務局長

農道の中にあります。資料54ページの事業計画図のとおりとなります。国道6号線にありましたファミリーマート、以前カスタム電子があった場所で国道から請戸方面に向かいまして下長塚公民館付近になります。××××さんの自宅の道路を挟んで反対側となります。

◇澤上委員

昔から下水道はあったのですか。

○相楽事務局長

ありました。

◇木幡委員

全体で何メートルくらいになるのですか。

○相楽事務局長

200メートル程度なります。

◆議長（泉田会長）

その他ありませんか。

（なし）

◆議長（泉田会長）

これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第2号の農地転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議案第2号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして日程第4、議案第3号「時効取得を原因とする農地についての権利移動または設定

の登記事案調査書の福島県知事への提出について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○相楽事務局長

日程第4、議案第3号「時効取得を原因とする農地についての権利移動または設定の登記事案調査書の福島県知事への提出について」をご説明します。

議案の90ページをご覧ください。本件は農地の時効取得に関するものであり、農地の取得は本来、農地法に定められている許可が必要になります。しかし、20年間所有の意思をもって平穏かつ公然と他人の物を占有すれば、その物の所有権を取得できると民法第162条第1項に定められており、この法的効力は農地にも適用され、農地法の許可なしで農地を取得できることとなっています。今回、時効取得となった農地は、昭和45年頃から占有が始まり、本年6月30日に所有権移転登記が行われ、令和3年8月4日に福島地方法務局富岡出張所から通知があったものです。

次に、補足資料の時効取得農地位置図をご覧ください。場所は請戸浪江線を両竹方面へ行きますと古跡橋というものがあります。××××さんの自宅の向かいです。時効取得地は太線で囲んだ9筆となります。農業委員会として、昨日事務局職員で取得者の××××氏へ電話による聞き取りを行った結果、××氏は、現在は避難中であるが、これまで当該農地を適正に管理してきたこと、周辺農地に悪影響を及ぼすような行為はないことを確認いたしました。

次に、時効取得により農地に権利移転や権利設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合、農業委員会はその事案が取得時効完成の要件を備えているかどうかを調査し、都道府県知事に報告することとなっていることから、取得者への聞き取り内容を登記事案調査書に記載のとおりまとめ、福島県知事に提出したいと考えております。以上です。

◆議長（泉田会長）

本件について質疑・ご意見ありませんか。

◇木幡委員

ここに記載されている地番は全て××さんということによろしいのですか。

○相楽事務局長

そうです。

◇木幡委員

××番地は地図のどこになりますか。

○相楽事務局長

地図上の筆界未定地の隣となります。××番と筆界未定地の間が××番地となり、××番地が筆界未定地内にあります。左から××、××、××、××、××の順になっております。北側のため池付近、青線で囲われている所の右側に××、××、××、××の9筆となります。

尚、以前の所有者は共有名義で××××氏、××××氏、××××氏、××××氏、××××氏からすべて××氏への所有権移転となりました。関係者からの事情聴取の内容ということで××氏は30代の頃、昭和45年頃から親から引き継ぐ形で農地を管理していたが、震災後に亡くなり所有権移転登記をしていなかったことに認識したため今回の時効取得に至りました。

農業委員会では、事務局で調査し登記事案調査書にまとめました。つきましては、福島県知事

に報告することが義務付けられていますので報告してよろしいでしょうか。

◇澤上委員

今までの共有名義の人たちからは同意があつてこのような形になったのですか。同意があつたことが分かる書類はありませんか。

○相楽事務局長

同意がありこのような形となりました。今回の件につきましては、法務局よりこのような形で登記が完了したという通知ですのでありません。

◇澤上委員

わかりました。

◆議長（泉田会長）

その他質問はありませんか。

（なし）

◆議長（泉田会長）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第3号「時効取得を原因とする農地についての権利移動または設定の登記事案調査書の福島県知事への提出について」については、登記事案調査書に記載のとおり福島県知事に提出することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。以上で本日の提出された議案は全て終了いたしました。

（閉会時間 14時00分）

引続き、下記事項について協議

（1）令和3年9月定例総会の開催及び日程について

引続き、下記事項について報告

（1）農地への復元工事について

（2）その他

・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会 長.....泉田 健一.....㊟

議事録署名人.....木幡 治.....㊟

議事録署名人.....林 和男.....㊟

